平成２５年（フ）第２４１２号
愛知県愛知郡東郷町兵庫１丁目６番地７　セヴェル美和Ａ棟203号
破産者　細川由加子
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１号
愛知県豊田市浄水町原山325番地１　エスライフ浄水駅前601号、従前の住所名古屋市天白区植田南２丁目604番地　ユニーブル第６植田303号
破産者　野原　米吉
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５２号
名古屋市北区喜惣治２丁目72番地　エスポワールＫ301号
破産者　村上　俊弘
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５号
山口県美祢市伊佐町伊佐4608番地１
破産者　藏永　秀樹
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第４号
青森県むつ市荒川町６番５号
破産者　倉本　芳郎
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
仙台市青葉区落合３丁目18番２号　カサ・フェリス101、開始決定時の住所仙台市青葉区落合２丁目６番７―605号
破産者　木村　　博
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第７５９号
横浜市戸塚区平戸町401番地62
破産者　芳賀　広佳
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４８号
新潟市北区早通北１丁目14番53号
破産者　榎本　清輿
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４９号
新潟市北区早通北１丁目14番53号
破産者　榎本ふさ子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４６号
石川県金沢市粟崎町チ35番地６、従前の住所金沢市長田２丁目24番10号
破産者　髙桑　啓一
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８５号
静岡県富士宮市外神東町124番地の３
破産者　藤巻喜久雄
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１４１号
静岡県富士市比奈1073番地の３
破産者　今野　正夫
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５７４号
静岡県浜松市中区上島５丁目12番１号　おおるり上島315、開始決定時の住所静岡県浜松市中区森田町434番地の３
破産者　大濵　善満
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
兵庫県伊丹市稲野町７丁目60番地　第二稲野マンション103号、前住所兵庫県伊丹市御願塚４丁目９番１―103号
破産者　南川明松園こと　南川　純一
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第７号
福岡県京都郡みやこ町節丸930番地　錦陵の苑
破産者　辻田美貴子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
熊本県八代市旭中央通13番地２ヴォーン八代102号
破産者　小山　芳浩
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１１７号
茨城県土浦市千鳥ケ丘町５番６号
破産者　大和田隆男
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係